

岐阜縣公報

平成三十一年七月十三日
第二千九百六十三号

(金曜日)

卷之三

岐阜県県土整備部所管用地事務取扱規程の一部を改正する訓令

（用
地
課）四五五
（シテイク）

岐阜県訓令甲第一二二号

県土整備部各現地機關

岐阜県県土整備部所管用

岐阜県知事 古田肇

落札者等に関する公示 平成三十年度採石業務管理者試験の実施 土地改良事業の工事の完了 公共測量の実施

(情報企画課)四五七
(商工政策課)四五七
(農地整備課)四五八
(用地課)四五九

岐阜県県土整備部所管用地事務取扱規程の一部を改正する訓令

次のように改正する。

第四条の見出しへ「は握る等」を「把握する等」に改め、同条第一項中「行ない」を「行い」、「は握して」を「して把握する」に改め、同条第二項中「は握した」を「把握した」に、「行ない」を「行い」、「行なわなければ」を「行わなければ」、「すみやか」を「あひやか」と改める。

卷之三

第五条中「行ない、用地杭」を「行」、「用地杭」に、「区域が変更される」を「区域を変更する」に、「なごみ」を「なごみ」に改めた。

第七条第一項中「起工決定があつた後二月以内」を「完成期限等を見込んだ適切な時期」に改め、同項ただし書中「名号の」を「名号の」「すれか」に改め、「における」を削り、同条第二項ただし書中「名号の」を「名号の」「すれか」に改め、「における」を削る。

第十一條中「すべて」を「いずれにせよ」に改め、同條第一項中「当該年度内」を削る。

第十二条中「行なおつ」を「行おつ」、「傳ひられるよひ」を「得られるよひ」に改める。

第十三条第一項中「行なおひ」を「行おひ」、「行なこ」を「行い」、「は握」、「得らるるよひ」を「把握」に改め、同條第一項中「行なおひ」を「行おひ」、「得らるるよひ」を「得られるよひ」に改め、同條第三項中「するあたひ」を「行ひ」に改める。

改め、同條第四項中「する」を「行う」に改め、「（非地以外の地図の土地にあつては）」を削り、同條第五項中「調査する」を「調査を行う」に、「は握する」を「把握する」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、地積測量図における残地の表示を省略して分筆の登記の申請をすることができる場合は、事務所長は、残地を除いて実測平面図を作成することができる。

第十四条中「署名押印」の下に「法人にあつては、記名押印。以下同じ。」を加える。

第十五条第一項中「補償金額を変更するときも、同様」を「ただし、一の工事施工箇所を必要に応じ分割して作成することもできるもの」に改め、同條に次の一項を加える。

3 事務所長は、前項の規定により作成した用地費・補償費調書に変更の必要が生じたときは、その都度変更理由を明らかにした上で、用地費・補償費調書を変更するものとする。

第十六条第一項中「表上欄」を「表の上欄」に改め、同條第一項中「次の表」を「次の表の下欄」に改め、同項の表土木事務所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、「及び用地担当の上席の事務吏員」を「用地係長その他所長が必要と認める者」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所の項及び宮川上流河川開発工事事務所の項中「及び管理調整担当の上席の事務吏員」を「その他所長が必要と認める者」に改める。

第十九條中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「おいて」、「土地等の」を加える。

第二十条中「しない」の下に「土地等の」を加え、「行なひ」を「行ひ」に改める。

第二十一条中「認められた」を「認めた」に改める。

第二十二条中「記名押印」を「署名押印」、「認められた」を「認めた」に改める。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

(検査)

第二十七条 事務所長は、土地等の取得等に関する契約に基づき土地等の権利者が行うべき給付の完了を確認する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定により必要な検査をし、又はその職員に必要な検査をさせなければならない。

(補償金の支払)

第二十八条 事務所長は、補償金を支払つときは（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十三条第四号又は岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第四十四条の四第三号の規定により前金払をする場合を除く。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 前条の検査が完了していること。

二 第二十四条の規定により条件を明示した契約にあつては、当該条件が満たされていること。

三 所有権移転の登記を必要とする契約にあつては、登記済であること。

2 事務所長は、補償金を支払つときは（地方自治法施行令第一百六十三条第四号又は岐阜県会計規則第四十四条の四第三号の規定により前金払をする場合に限る。）は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項

二 所有権移転の登記を必要とする契約にあつては、登記の嘱託に必要な書類の提出があつたこと。

第三十二条第一項中「土地等の取得等」を「土地等の取得」に改め、同條第一項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年八月一日から施行する。

△		△
換札都等に関する公示		
<p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成七年岐阜県規則第 五〇一十号）第十一条の規定によつて、次のとねつ換札都等にてて公示する。</p> <p>平成三十一年四月二十二日</p> <p>岐阜県知事 田 雄 譲</p> <p>岐阜県知事 田 雄 譲</p> <p>岐阜県商工労働部商工政策課に公示する。</p> <p>平成三十一年四月二十二日</p> <p>岐阜県知事 田 雄 譲</p>		
<p>一 試験期日及び会場 平成三十一年四月十一日（例）午後十時までの間（一一〇分）</p> <p>二 試験場所 岐阜市藪田南一丁目一ノ一號 岐阜県水産会館一階大会議室</p> <p>三 試験科目</p> <p>1 採石の採取止廻する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）</p> <p>2 採石の採取止廻する技術的な事項（採石の採掘、発破、破碎選定、汚濁水の処理、 脱水ターキ（脱水処理に伴つて生ずる液体の粗石粉を除く。）の処理、廃土及び塵 の堆積並びに採掘終了後の措置止廻する技術的な事項）</p> <p>四 収容手続</p> <p>1 母子用紙の提出</p> <p>試験願書の用紙並びに岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び 知事事務所で配布する。</p> <p>輸送を希望する場合は、封筒の表記「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書 して、八十一円の交付（二品又は三品を希望する場合は、九十一円の交付）を 貼つた宛先記入の返信封筒（採石業務の封筒）を回函の上、平成二年四月二十二日 岐阜市藪田南一丁目一ノ一號 岐阜県商工労働部商工政策課に請求して下さい。</p> <p>二 申込方法</p> <p>試験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商 工政策課に提出して下さい。</p> <p>(1) 申込書類 (2) 部局の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係 (3) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号</p> <p>（1）受験票（用紙並びに試験願書と同様に配布する。）</p> <p>（2）試験受験願書（用紙並びに試験願書と同様に配布する。）</p> <p>（3）申込受付期間 平成三十一年六月二十二日（月）からの回数十八日（火）までとする。ただし、土曜日、 日曜日及び祝日は除く。</p> <p>輸送による場合は、「普通」又は「簡易書留」による、封筒の表記「採石業務管理 者試験受験願書在付」と朱書して、平成二年四月二十二日岐阜市藪田南一丁目一番 一號 岐阜県商工労働部商工政策課に送付して下さい。平成三十一年九月十八日</p>		

(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください。(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

平成三十年十一月上旬(予定)。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県ホームページに掲載することともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成三十年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

受験票

(一) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいづれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉱政係(電話 五八二七二八三五九(直通))に問い合わせてください。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

十五号) 第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
ため池等整備事業	中津川 ² 期地区 (上之平2号ため池)	平成二九・一二・一二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
ため池等整備事業	恵那地区	平成二九・三・一一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
ため池等整備事業	二 軒 屋 地 区	平成二十九・三・一二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
ため池等整備事業	可 茂 北 部 2 期 地 区	平成三〇・四・一六

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関	東海防衛支局
二 作業種類	公共測量（基準点測量）
三 作業期間	平成三十年七月三日から
四 作業地域	下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

筆

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十年七月十三日

平成三十一年七月十三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社